



産後安心ヘルパー派遣事業



1. 対象家庭

野々市市に住所を有する産婦が属する家庭で、次のいずれかに該当する家庭

- ①産後4か月未満の産婦で日中に家事又は育児を支援する者がいない方
- ②多胎児の産後1年未満の産婦で日中に家事もしくは育児を支援する者がいない方
- ③産後1年未満の産婦で体調不良や心身の疾病のため、育児や家事が困難な方

2. 内容

- ①乳児の沐浴及び保育
- ②食事の世話
- ③衣類の洗濯及び補修
- ④住居等の清掃及び整理整頓
- ⑤生活必需品の買い物
- ⑥育児及び生活に関する相談及び助言
- ⑦その他子育て支援に関すること



3. 利用料金

利用世帯の区分	利用者の負担額 (最初の1時間まで)	利用者の負担額 (30分毎に)
生活保護法による被保護世帯の方 及び市民税非課税世帯の方	0円	0円
市民税課税世帯の方	700円	350円

※訪問介護事業所の定める時間までに連絡せず、キャンセルした場合は訪問介護事業所が定めるキャンセル料(実費)がかかります。

4. 事業派遣時間及び時間帯

1日あたり4時間を限度とする

午前8時30分から午後5時00分まで(訪問介護事業所の休業日を除く)

5. 申請及びお問い合わせ

野々市市健康推進課(保健センター内) 電話(076)248-3511

